

守谷市教育委員会定例会議録 令和4年8月

1 日 時 令和4年8月25日（木） 午後3時00分～午後4時26分

2 場 所 守谷中央図書館 視聴覚室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	小林 伸穂
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
教育指導課長	大場 邦宏
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	平塚 恒子

6 傍聴人 1名

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第35号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について
議案第36号 守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について
議案第37号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分））

(2) 報告事項

報告第 3号 守谷市立学校給食センター運営委員会の報告について

1 開会宣言	教育長	午後3時 開会を宣言
2 傍聴の許可	教育長	本会の傍聴希望者1名の傍聴を許可する。
3 会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に椎名委員を指名する。
4 議決事項	教育長	<p>議案第35号「守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について」を議題とする。</p> <p>なお、本件は報告第3号「守谷市立学校給食センター運営委員会の報告について」で、報告を予定している運営委員会の答申結果を踏まえた改正案となるため、議案第35号の説明の前に、報告第3号の報告を求める。</p>
給食センター長		<p>それでは、議案第35号の説明に入る前に、令和4年8月5日付、守教発第313号にて学校給食センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に諮問した事項について、次のとおり答申を受けましたので報告します。</p> <p>諮問（1）「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について」には、「緊急時の対応については、他事例を参考として整理し直すこと。」と意見が付されましたが、「別紙「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（案）」のとおりとする。」との答申がありました。</p> <p>諮問（2）「小・中学校及び給食センターの職員の給食費の見直しについて」には、「令和4年8月臨時議会において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、増額補正した令和4年度の賄材料費の予算額に対し、交付金の対象となるない小・中学校及び給食センター職員については、令和4年10月から令和5年3月まで、月額4,804円とする。」との答申がありました。</p> <p>最後に、諮問（3）「給食費の徴収事務の見直しについて」には、「現在、小・中学校長に委任している給食費の徴収事務は、市が行うよう移管作業を進めること。なお、業務が市へ移管したことにより、給食費の徴収率が下がることがないよう努めること。」</p>

	<p>と答申がありました。</p> <p>続いて、議案第35号「守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について」、説明します。</p> <p>本案は、運営委員会の答申を受け、小・中学校及び給食センター職員の給食費を改定するため、守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正するものです。</p> <p>この改正で、第2条第1項の表、小・中学校及び給食センターの職員の項中、月額「4,536円」を「4,804円」に改め、令和4年10月分から令和5年3月分までの給食費について、適用することにしています。</p>
教育長	<p>報告第3号及び議案第35号について意見を求める。</p> <p>＜報告第3号について＞</p>
河原委員	<p>諮問（1）の資料として、「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（案）」が添付されているが、策定前に、マニュアルの内容について、教育委員会定例会で説明する予定があるのか。</p>
給食センター長	<p>マニュアル（案）については、運営委員会の答申の際、意見が付されましたので、この後、内容の修正を行い、その内容について運営委員会委員長（以下、「委員長」という。）の了解を得た後、次の定例会に上程する予定です。なお、内容修正については、運営委員会委員長と事務局に一任されています。</p>
河原委員	<p>このマニュアル（案）は、国のガイドラインや指針を基本にして作成したと思われる。</p> <p>来年度から、乳製品と卵の代替食の提供を始めると聞いているので、安全で良い給食が提供できるように、準備を着々と進めてほしい。</p> <p>また、運営委員会の指摘は、他自治体の緊急時対応をそのまま引用した部分だと思う。立派な対応内容だが、守谷市に適合するよう咀嚼して作成してほしい。</p>

給食センター長	緊急時の対応について、他自治体の対応を参考にすることは構わないが、そのまま引用することができないよう委員長から意見がありましたので、修正する予定です。
椎名委員	<p>先生方に、アレルギー事故が身近に起こり得るものとして捉えてもらうために、具体的な事事故例を掲載してはどうか。</p> <p>また、担任が不在の時が一番危険なため、アレルギーを持つ子どもの把握と代わりを務める教員への周知を確実に行える方策について、十分検討してほしい。</p>
給食センター長	事事故例を掲載する方向で検討したいと思います。
寺田委員	<p>アレルギー対応マニュアル（案）は、全体的に良くできていると思う。</p> <p>事故が発生した場合の対応についても、情報共有ができるように周知を徹底してほしい。</p> <p>また、給食費の徴収事務の見直しについては、この事務が市に移管されたことで、徴収率が下がることがないように、徴収事務の委託についても検討に入れながら、取り組んでほしい。</p>
給食センター長	参考までに、現在の給食費の収納率は約 99.9% で安定しています。
寺田委員	いろいろな事情で、給食費を支払わない方もいると思うが、100%に近づくようにお願いしたい。
河原委員	「学校に係る費用は憲法に保障されているのだから、一切支払わない」といった主義主張を持って、給食費を意図的に支払わない方はいるのか。
給食センター長	現在、給食費の徴収は先生方に対応いただいているため、分かりません。
河原委員	10年間督促しなかった場合、民事的には債権は消滅するのか。

給食センター長	<p>民法上の消滅時効は5年になっていますが、債権者から支払う権利を放棄するという時効の援用をもらわない限り債権は残っています。</p> <p>(市の債権は、守谷市債権管理条例に基づき適正に管理された後、市が債権を放棄した場合には、議会に報告することが必要になる。)</p>
教育部長	債権の適切な管理（督促等）も行わず、その債権を放棄することは、あってはならないことなので、滞納整理をしっかり行いたいと思います。
給食センター長	給食費の徴収事務の見直しは、直ちに対応できる状況にありません。徴収事務を行う体制が整い次第、守谷市学校給食費取扱要綱第8条の改正と併せて提案したいと考えています。
<議案第35号について>	
寺田委員	令和5年4月以降の給食費はどうなるのか。また、再度、要綱の改正が必要になるのか伺いたい。
給食センター長	今後、特別なことがなければ、改正前の給食費に戻る予定です。その際、要綱改正の必要性はないと考えていますが、再度確認します。
寺田委員	来年4月に困ることがないように、事前に要綱改正の必要性について確認してほしい。
教育長	議案第35号「守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第36号「守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、守谷市中央公民館ホール、郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホールと北守谷公民館多目的ホールにおける市民等の集会、集客利用等開催日

	<p>の使用申請期間を変更し、団体等が施設を使用する際の利便性向上を図るため規則の一部を改正するものです。</p> <p>現行規則にある6か月前及び3か月前の文言を除いてしまうと、イベントの始まりの頃に使用したい場合、これまでよりも後の期日にしか申請できないことになるため、現行の文言を残しています。</p> <p>例えば、第2条第2項第1号では、「使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から」とありますが、そのいずれか早い方の日に申請できるということになります。電子予約システムが稼働すれば、予約と申請が同時にできるようになります。</p> <p>また、例年12月までに先行して市の主催事業や指定管理者の自主事業の開催日が確定していることから、周知期間が必要な大きな事業を行う団体等の「もっと早くから予約したい」という要望に応えるため、使用予定日の前年度1月から予約申請を可能にしています。</p> <p>第2条第1項から第4項までは、市内の団体が使用する場合の規定で、市外の団体が使用する場合については、別に定めています。</p> <p>なお、令和5年4月からの公民館電子予約システムの稼働に向けて、今回の改正とは別に、別紙様式に定める使用許可書を他の施設と同一の様式に改める予定です。併せてその他の様式の改正等についても、現在、他の施設管理担当課と協議しているところですので、今後改めて調整させていただきます。</p>
椎名委員	仮に、5月1日に使用したい場合には、4か月前の1月1日からではなく、より早い6か月前の11月1日から申請が可能で、また、8月1日に使用したい場合には、6か月前の2月1日からではなく、7か月前にあたる1月1日から申請できるということか。
生涯学習課長	そのとおりです。
椎名委員	借りる側はなかなか理解が難しいと思う。

生涯学習課長	1月になれば、翌年度の予約申請が可能になるということが大筋です。また、利便性が悪くならないように、これまで同様、6か月前から申請可能としました。定期的に使用している方には、御連絡があつた際に、丁寧に説明をしたいと思います。
椎名委員	1月1日は公民館は休館だが、オンラインで申請できるのですね。
教育長	そのとおりです。 メンテナンス等で保守日にならない限り、基本的には1月1日から申請可能です。
河原委員	予約システムが導入されれば、利用者の方はスマートフォンやパソコンの予約画面で、空き状況や予約可能な期間について確認できるようになるということだが、最初は少し混乱があると思う。
生涯学習課	そのため、公民館の窓口にタブレット端末を用意し、職員が補助しながら利用者の方に電子予約システムで申請いただくことも考えています。
河原委員	公民館に行けば、職員に手伝ってもらいながら予約できるのは良い取組みだと思う。 ぜひ、予約システム導入と併せて利用者の利便性が向上し、それにより施設利用率が向上することで、利用者同士の交流が増えることを期待したい。
生涯学習課長	支払い方法についても、キャッシュレス決済を導入し、窓口払いはもちろん、コンビニ払いやクレジット払いも利用できるようにしたいと考えています。
椎名委員	年配でスマートフォンを持っていない方やパソコンが不得意な方は、公民館で職員に手伝ってもらって予約できると、とても助かると思うので、ぜひ取り組んでもらいたい。また、このことを利用者に十分周知してもらいたい。
寺田委員	第2条第4項に「定期使用計画書等」とあるが、

	<p>「等」というのは、どのようなものを想定しているのか。また、「第1項の申請書の提出を省略することができる。」とあるが、第2項の申請書の提出も、省略できないか。</p>
生涯学習課長	<p>「定期使用計画書等」の「等」については、決まった様式でなくても、内容を満たすものであれば、受理することが可能ということです。現状でも、団体独自の年間活動計画書に名簿を添えて提出いただくケースが多くあります。</p> <p>また、申請書提出の省略ですが、第2条第1項は通常のサークル活動の場合に、定期使用団体に限り、毎回の申請書の提出を省略できるとしたものです。</p>
寺田委員	第2項については、定期使用に含まれないということか。
生涯学習課長	そのとおりです。第2項のホール使用の場合は、申請書の提出を省略することはできません。
教育長	議案第36号「守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について」採決する。
	全員賛成可決
教育長	議案第37号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。
各委員	異議なし
教育長	議案第37号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分））」について説明を求める。
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。

		(教育部長による説明)
	教育長	議案第37号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分））」について採決する。
5 閉会宣言	教育長	全員賛成可決 次回の定例会の日程 ・日時 令和4年9月26日（月） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 午後4時26分 閉会を宣言